推進委員のひと言

住みいい地域社会づくりに発信と行動を

男女共同参画推進委員 立川 百恵

2004年の秋に第21回「日本女性会議」が県都松山市で開かれます。

この会議は、1975年の国際女性年を機に「世界女性会議」が開かれたのを受けて、1984年名古屋市で第1回目が開かれて以来、各都市が名乗りを上げて受け継いできました。当初から、女性の地位向上をはじめとする女性問題をテーマに、自治体と市民が一体になって会議運営を行ってきました。1995年第4回「世界女性会議」は、アジアで初めての北京開催となり、日本からも500人余のNGO参加がありましたが、この会議以来「日本女性会議」への参加者も3000人を超える規模になってきています。

松山市では、地域全体でこの問題に関心を高める機会にしようと5年前に誘致を決め、2002年の夏、市民公募による実行委員会を立ち上げました。226名の実行委員は、議論を重ね2日間の企画をほぼ整えた段階です。2004年は、国際女性年から30年、女子差別撤廃条約批准から20年、北京会議から10年、そして、それらを受けてつくられた「男女共同参画社会基本法」施行から5年という節目の年にあたります。こうした時代を考え、全体会議は「北京会議から10年」、行動綱領はどのように生かされ、男女共同参画社会の現状はどうなのか、そして、今後どう進めることが求められるのかなどを学び考えます。二日目の分科会では15のテーマで19会場に別れ、問題をぐっと身近に引き寄せ、自分の住んでいる地域で何が出来るのか、互いの実践経験を基に話し合い、活動エネルギーを得ようとの企画になっています。

男女共同参画社会は基本法が出来て理念が明確になりました。それに従って、各都道府県、市町村では条例を制定して具体的に進めることを提示し、数字も含めて計画がつくられてきました。こうした環境整備の中で、知事をはじめとする行政のトップ、そして各自治体の議員数は、女性が過去最多数になりました。また、管理職並びに審議会にしめる女性の割合もそれぞれ目標までには達しないまでも、年々確実に増えています。政策整理と法制化は有効です。そして今、こうして着実に進んでいる男女格差の是正が社会の有り様を、そして経済のシステムをどう変えることが出来るのかが問われています。男女共同参画は社会を変える手だてです。男女の数のバランスはシステム転換に有効に機能し、新しい社会が組み立てられる必要があります。身近な地域社会で行われる様々な活動や実践が一つ一つ積み重ねられ、大きなうねりを作り始めているのを感じます。日本女性会議の開催にともなう活動もその一つといえるでしょう。

愛媛県の条例に基づく県民のこうした取り組みが、新しい時代への着実な一歩、 一歩になっていることを確信しています。

男女共同参画推進委員活動を通じて思うこと

男女共同参画推進委員 宇都宮 眞由美

男女共同参画推進委員に就任して、早いもので 1 年半が過ぎた。発足時に比べて、このところやや申し出が少なくなっているのが気にかかる。男女共同参画社会の実現のための制度は徐々に整備されつつあるが、現実の社会はまだまだ実現に程遠い状況である。制度と現実のギャップは大きく、従って、働く女性たちの中から、また、地域の活動をする女性たちの中から、もっともっと多くの申し出がなされてもいいのではないかというのが、私の率直な思いである。にもかかわらず、申し出の中にそれらの声が聞こえてこないのはなぜだろうか。

声を出すと組織の中での人間関係がギクシャクすると考えて申し出をしないとか、あるいは、声を出すと誰かに迷惑をかけるのではないかと考えて申し出ができない人がいるのではないだろうか。本当はこれらの人たちにこそ一番に申し出をしていただきたいのだが、女性が自分の考えを主張することは、私たちが考えるよりまだまだ容易ではないのであろう。そして、そうだとすればこれこそが一番の問題である。しかし、女性の自己主張は、今まで美徳とされた女性の生き方を、ある意味では否定するところから出発するのであり、容易ではないのは、むしろ当然かもしれない。

確かに、男女共同参画社会の実現のための制度は整備されつつある。しかし、それをうまく活用しなければ、制度は絵に書いた餅になってしまう。私たち推進委員は、そうならないように、女性たちの声なき声を聞く努力を、もっともっとしていかなければならないと考えている。特に、将来に対して大きな不安をかかえる現代社会においては、いやがおうにも過去に対する反省の声が大きくなってくる。しかし、これによって戦後約60年にわたって女性たちが築いてきた女性の生き方が否定されることのないよう、更なる男女共同参画社会の実現を目指して頑張りたい。

女性天皇と男女共同参画社会

男女共同参画推進委員 山下 清

憲法記念日は、昼前に目覚めて新聞の特集記事に目を通しながら、最近は、目の前の事件の処理に追われて、憲法について考える機会が^{最近が}ど無くなっていたことに気付いた。そして、久しぶりに司法試験受験中に勉強した憲法の問題点などについて思いをめぐらした。

天皇制については、天皇制そのものの是非、国体論、元首性、権能等様々な点について論じられてきたが、皇太子妃に女子が誕生したことから、最近の国民の最大の関心事は女性天皇の是非であろう。

日本国憲法第2条は、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定し、これを受けて、皇室典範第1条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と規定している。

このように、皇位継承の資格が男子に限られることは、憲法上の要件ではなく、 法律上の要件であるから、法律(皇室典範)を改正すれば女性天皇は認められる。

わが国の歴史上は、推古天皇をはじめとする10代の女性天皇の実例がある(ただし、そのうち2代は同一人が重ねて即位しているので、人としては8人である)。 近いところでは、江戸時代に2人の女性天皇が即位した。

女性天皇反対論の理由は、時期尚早と女性天皇の弊害等である。しかし、国民の多数が女性天皇容認論に傾いている現在、時期尚早とは言えまいし、反対論者の挙げる弊害は、女性天皇に特有のものではなく、天皇制そのものに内在するものではないかと思う。

女性天皇賛成論の方が、説得的であるし、時代にも適合している。ただ、皇位継承資格を男子に限ることは、憲法の平等主義に反すると言ってみたところで、 天皇制を認めること自体が、天皇及び皇族に一般国民と異なる特殊の身分を与え ているのであって、平等原則の例外を憲法みずから認めているのであるから、皇 位継承について厳密に男女平等原則を適用しなければならないものでもなかろう。 それでは、男女共同参画社会の実現という視点からは、女性天皇はどう映るで

女性天皇が認められたからと言って、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される 男女共同参画社会の実現に直接寄与するかというと、否と言わざるを得ない。

しかしながら、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である天皇の地位(憲法第1条)に女性が就くということは、日本国そのものが男女共同参画社会を体現する正に象徴的な事象として評価することも可能である。男女共同参画社会の

精神を国民に膾炙するという意味では、相当な効果が期待できそうである。そうすると、現在の社会における女性天皇賛成論の最も有力な論拠は男女共同参画社会の視点ではなかろうか。

以上、憲法記念日に考えたことである。

あろうか。